

社会福祉法人みやこ老人ホーム  
役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人みやこ老人ホーム（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事長 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬
- (4) 評議員選任・解任委員 報酬

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の理事長の報酬総額は、年間200万円以内とする。
- 4 この法人の理事長を除く全理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 5 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 6 役員個々に対する報酬は、別表2に定める額とする。

- 7 この法人の全評議員選任・解任委員の報酬総額は、年間5万円以内とする。  
尚、個々に対する報酬は、別表3に定める額とする。

(費用弁償)

- 第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 役員及び評議員には、会議に出席するために要した交通費については、実費分を支給することができる。
- 3 理事長には、理事長業務を行うための通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。
- 4 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

- 第6条 理事長の報酬等及び費用(旅費を除く)は、毎翌月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。
- 2 役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度支払う。  
但し、会計監査を行った監事に対する会計監査の報酬は年度末の決算監査の終了時点で支払うものとする。

(支給の形態)

- 第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は平成30年定時評議員会の議決日から施行する。

別表1（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	6,000 円＋源泉徴収税額
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,000 円＋源泉徴収税額

※ 定款に定める総額を超えることはできないことに留意すること。

別表2（その他役員の報酬）

## (1) 理事

	日 額
理事長業務報酬	7,000 円＋源泉徴収税額
理事会等会議への出席	6,000 円＋源泉徴収税額
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,000 円＋源泉徴収税額

※ 理事長が業務を行った日に開催された理事会に出席したときは、理事会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

※ 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

## (2) 監事

	日 額
監事監査等への出席（監事の行う会計監査を除く）	6,000 円＋源泉徴収税額
監事の行う会計監査実施の報酬（年額）	100,000 円＋源泉徴収税額
理事会、評議員会等会議への出席	6,000 円＋源泉徴収税額
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,000 円＋源泉徴収税額

※ 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

別表3（評議員選任・解任委員の報酬）

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	6,000 円＋源泉徴収税額
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,000 円＋源泉徴収税額